

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、令和5年度及び令和6年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定では、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を実施しております。

令和6年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により37,965百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により56,750百万円となったこと等から、当期総損失は18,784百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第44条第2項の規定に基づき繰越欠損金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	75,976	56,750	経常収益	36,694	37,965
福祉医療貸付業務費	72,031	51,721	運営費交付金収益	1,437	1,835
経営指導業務費	490	537	福祉医療貸付事業収入	30,571	30,726
福祉保健医療情報サービス業務費	1,216	1,956	経営指導事業収入	36	22
社会福祉振興助成業務費	1,396	1,483	福祉保健医療情報サービス事業収入	4	4
一般管理費	831	1,046	社会福祉振興助成事業収入	12	12
雑損	9	3	補助金等収益	3,938	3,973
			寄附金収益	232	228
			資産見返運営費交付金戻入	362	471
			資産見返補助金等戻入	95	116
			賞与引当金見返に係る収益	174	183
			退職給付引当金見返に係る収益	△189	367
			財務収益	-	13
			雑益	18	11
当期純利益又は当期純損失	△39,282	△18,784	臨時利益	0	-
当期総利益又は当期総損失	△39,282	△18,784			

(2) 共済勘定

令和6年度の経常収益は129,457百万円、経常費用は141,486百万円となっております。この他、法令に基づく引当金等に係る臨時損失52百万円、臨時利益11,810百万円を計上し、前中期目標期間繰越積立金取崩額を270百万円計上した結果、損益均衡となっております。

<損益計算書の要旨>

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	130,397	141,486	経常収益	123,736	129,457
退職手当共済業務費	130,308	141,373	運営費交付金収益	647	624
一般管理費	88	110	退職手当共済事業収入	68,296	70,331
雑損	0	2	補助金等収益	54,462	56,839
			財源措置予定額収益	292	1,638
			資産見返運営費交付金戻入	15	20
			賞与引当金見返に係る収益	18	18
			退職給付引当金見返に係る収益	2	△15
			雑益	0	0
臨時損失	52	52	臨時利益	6,752	11,810
当期純利益又は当期純損失	38	△270			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	270			
当期総利益又は当期総損失	38	-			

(3) 保険勘定

令和6年度の経常収益は19,919百万円、経常費用は23,814百万円となっております。この他、法令に基づく引当金等に係る臨時利益3,679百万円を計上し、当期総損失は215百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第44条第2項の規定に基づき積立金を減額して整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	22,027	23,814	経常収益	24,291	19,919
心身障害者扶養保険業務費	22,002	23,784	運営費交付金収益	92	99
一般管理費	24	30	心身障害者扶養保険事業収入	24,197	19,807
雑損	0	-	資産見返運営費交付金戻入	1	1
			賞与引当金見返に係る収益	5	5
			退職給付引当金見返に係る収益	△6	4
			雑益	0	0
臨時損失	28	-	臨時利益	3,204	3,679
当期純利益又は当期純損失	5,439	△215			
当期総利益又は当期総損失	5,439	△215			

(4) 承継債権管理回収勘定

令和6年度の経常収益は5,725百万円、経常費用は908百万円を計上し、当期総利益は4,878百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理を行った後、令和7年7月31日に機構法附則第5条の2第9項及び同法施行令附則第5条の2第2項及び第5項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	1,058	908	経常収益	6,958	5,725
承継債権管理回収業務費	953	815	承継債権管理回収業務収入	6,954	5,672
一般管理費	104	93	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	2	51
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	5,900	4,878	臨時利益	-	61
当期総利益又は当期総損失	5,900	4,878			

(5) 年金担保債権管理回収勘定

令和6年度の経常収益は107百万円、経常費用は294百万円となっております。この他、臨時利益として貸倒引当金戻入益を2百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を183百万円計上した結果、損益均衡となっております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	358	294	経常収益	215	107
年金担保債権管理回収業務費	309	250	年金担保債権管理回収業務収入	185	16
一般管理費	48	44	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	-	0
			雑益	29	90
当期純利益又は当期純損失	△134	△183	臨時利益	9	2
前中期目標期間繰越積立金取崩額	134	183			
当期総利益又は当期総損失	-	-			

(6) 労災年金担保債権管理回収勘定

令和6年度の経常収益は18.3百万円、経常費用は6.0百万円となっております。この他、臨時利益として貸倒引当金戻入益を0.1百万円計上し、当期総利益は12.7百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	8.2	6.0	経常収益	3.4	18.3
労災年金担保債権管理回収業務費	6.6	4.9	労災年金担保債権管理回収業務収入	3.4	0.3
一般管理費	1.5	1.0	資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0
雑損	0	-	財務収益	-	0.0
			雑益	0.0	17.9
当期純利益又は当期純損失	△4.4	12.5	臨時利益	0.3	0.1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4.4	0.2			
当期総利益又は当期総損失	-	12.7			

(7) 旧優生保護法補償金等支払等勘定

令和6年度の経常収益及び経常費用は1,112百万円を計上し、損益均衡となっております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	218	1,112	経常収益	218	1,112
旧優生保護法補償金等支払等業務費	207	1,098	補助金等収益	217	1,041
一般管理費	10	14	資産見返補助金等戻入	0	0
			財務収益	-	70
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	-	-			
当期総利益又は当期総損失	-	-			

(8) ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定

令和6年度の経常収益及び経常費用は727百万円を計上し、損益均衡となっております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
経常費用	750	727	経常収益	750	727
ハンセン病元患者家族補償金支払等業務費	740	713	補助金等収益	750	720
一般管理費	10	14	資産見返補助金等戻入	0	0
			財務収益	-	5
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	-	-			
当期総利益又は当期総損失	-	-			

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、このまま人口減少が進行した場合、将来的な経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増など、各種制度維持に深刻な影響をもたらすことが懸念されております。福祉・医療を巡る環境においては、少子高齢化等の進行に伴う待機児童問題、人材不足及び医療需要の増大や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化への対応のほか、人口減少社会の進行等に伴う福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、デジタル技術の活用による福祉・医療事業者の業務の省力化・効率化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報提供など喫緊の課題が数多く存在しており、これらの諸課題に対して、政府では各分野における施策が進められております。

保育・介護の分野においては、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、増大する保育・介護のニーズに対応したサービス基盤の確保や、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて必要な施策の推進が求められております。「高齢社会対策大綱」では、在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含めた地域包括ケアシステムの構築の一層の推進、介護ロボットやICT機器等テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上、「保育政策の新たな方向性」では持続可能で質の高い保育の推進のため、職員配置基準等の改善による保育提供体制の強化やこども誰でも通園制度の創設、保育士等の更なる処遇改善など、各種施策が掲げられているところです。

医療の分野においては、2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう、新たな地域医療構想を策定・推進するべきであることが国の検討会にて示されております。具体的には、2025年度中に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成し、2026年度に都道府県において、地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定、2027年度から2028年度までに医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行い、2027年度から新たな地域医療構想について順次取組を開始するように進められております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、それぞれの政策の実現を推進する政策金融機関としてますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対する融資や経営指導、NPO等への助成、サービス利用者等への福祉・保健・医療情報の情報提供など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していく所存です。

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(2) 内部統制の充実

平成26年4月1日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置するとともに、金融検査マニュアルを参考に、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえた見直しを行っております。

これらの態勢を適正に運用することにより、当機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図って参ります。

(3) 業務・システムの効率化と情報化の推進

デジタル統括責任者及びデジタル統括アドバイザーを中心に、業務の効率的な実施を支援するため、導入システムにおけるシステム構成及び調達方法の見直しを適切に行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、利用者の利便性向上及び政府の方針を踏まえた情

報セキュリティ対策を実施しつつ、情報システムの整備及び当機構が行う事業・業務の情報化を計画的かつ合理的に進めることで、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(4) 災害の被災者に対する迅速な対応

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震等の激甚災害により被災した社会福祉施設、医療施設等の復旧を支援するため、一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間及び据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援して参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備や、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築を支援するなど、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等を実現するため、政府と一体となって事業を推進しております。従って、これらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条及び第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について主務大臣の評価を受けなければならないとされております。また、主務大臣は、中期目標の期間の終了時までには、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 信用リスクについて

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、当該債権の早期把握に努め、必要に応じて再建計画策定の指導及び整理・回収を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の取組みを推進しています。

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 承継年金住宅融資等債権管理回収勘定

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第 5 条の 2 の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成 18 年 4 月 1 日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行っております。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

(ウ) 年金担保債権管理回収勘定

年金担保債権管理回収業務においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会*による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該管理回収業務においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(エ) 労災年金担保債権管理回収勘定

労災年金担保債権管理回収業務においては令和 7 年 1 月をもって全債権の回収が終了しております。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権の区分等を開示しております。また、年金担保債権管理回収勘定においては平成13年度から、労災年金担保債権管理回収勘定においては平成16年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	34,104	45,761
危険債権	(B)	41,601	51,898
三月以上延滞債権	(C)	8,003	3,884
貸出条件緩和債権	(D)	148,272	145,766
小計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	231,982	247,310
正常債権	(F)	5,014,996	4,909,337
合計=(E)+(F)	(G)	5,246,979	5,156,648
比率 (E)/(G)		4.42%	4.80

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	5,597	4,946
危険債権	(B)	417	306
三月以上延滞債権	(C)	1,449	1,102
貸出条件緩和債権	(D)	4,802	3,873
合計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	12,267	10,228
正常債権	(F)	160,333	128,799
合計=(E)+(F)	(G)	172,600	139,027
比率 (E)/(G)		7.11%	7.36%

(年金担保債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	11	0
危険債権	(B)	1	0
三月以上延滞債権	(C)	1	-
貸出条件緩和債権	(D)	-	-
小計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	14	0
正常債権	(F)	2,426	0
合計=(E)+(F)	(G)	2,440	1
比率 (E)/(G)		0.58%	27.41%

(労災年金担保債権管理回収勘定) 令和7年1月をもって全債権の回収を終了しております。(単位：百万円)

区 分		令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	0	-
危険債権	(B)	-	-
三月以上延滞債権	(C)	-	-
貸出条件緩和債権	(D)	-	-
小計=(A)+(B)+(C)+(D)	(E)	0	-
正常債権	(F)	61	-
合計=(E)+(F)	(G)	62	-
比率 (E)/(G)		1.13%	-

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- (B) 危険債権 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営

成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(A)に掲げるものを除く。）をいう。

(C) 三月以上延滞債権 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(A)及び(B)に掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。

(D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(A)から(C)までに掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。

(F) 正常債権 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(A)から(D)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

・令和5年度貸付受入金	35,311百万円
・令和6年度貸付受入金	32,117百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

・令和5年度仮受金	548百万円
・令和6年度仮受金	504百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

・令和5年度	382百万円
・令和6年度	290百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

・令和5年度	7,345百万円	2.85%
・令和6年度	5,833百万円	3.16%

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における令和6年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	18,251	2,781,230
	要注意先	18,266	2,243,364
	要管理先以外	17,339	2,055,083
	要管理先	927	188,280
	計	36,517	5,024,594
貸倒懸念債権	破綻懸念先	439	51,898
破産更生債権等	実質破綻先	321	22,623
	破綻先	199	23,137
	計	520	45,761
合 計	計	37,476	5,122,254

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	29,369	57,703
	要注意先	37,297	76,070
	要管理先以外	31,616	64,699
	要管理先	5,681	11,371
	計	66,666	133,774
貸倒懸念債権	破綻懸念先	42	117
破産更生債権等	実質破綻先	342	1,526
	破綻先	1,265	3,424
	計	1,607	4,950
合 計	計	68,315	138,843

(年金担保債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	20	0	
	要注意先	要管理先以外	4	0
		要管理先	0	-
		計	24	0
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	3	0
破産更生債権等	実質破綻先	0	-	
	破綻先	1	0	
	計	4	0	
合 計		28	1	

(労災年金担保債権管理回収勘定) 令和7年1月をもって全債権の回収を終了しております。

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	-	-	
	要注意先	要管理先以外	-	-
		要管理先	-	-
		計	-	-
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	-	-
破産更生債権等	実質破綻先	-	-	
	破綻先	-	-	
	計	-	-	
合 計		-	-	

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち三月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実は発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 32,117 百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しております。

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

② 市場リスクについて

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

(ア) 金利リスク等について

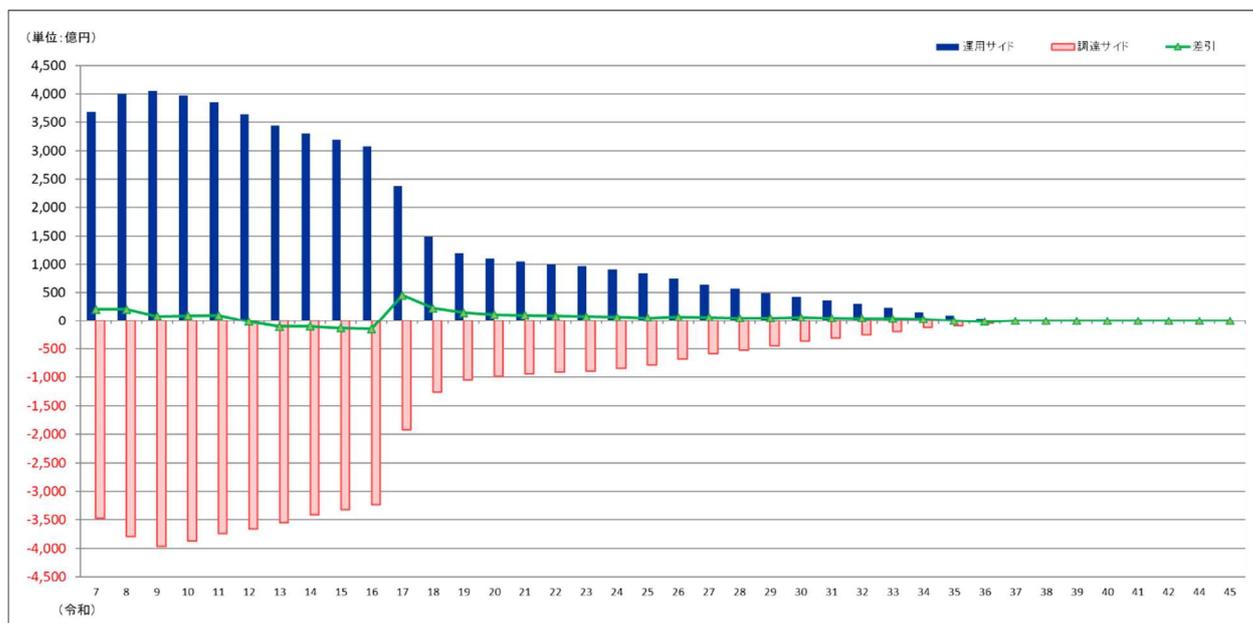
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、再運用リスクの軽減を図っております。

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当機構では、資産・負債を総合的に管理する観点から、金利リスクの把握・分析に努めており、デュレーション分析、マチュリティアダー分析等の手法を活用しております。

令和6年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアダーグラフ



<令和6年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）	調達サイド（借入金・債券）
○貸付金残高 福祉貸付 25,348 億円 医療貸付 26,196 億円 計 51,544 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等毎月償還（利息も同じ） 医療貸付 ・元金または元利均等、毎月または3か月賦償還（利息も同じ）	●借入金等残高 財政融資資金借入金 47,001 円 債券（財投機関債） 2250 億円 貸付受入金相当分 321 億円 計 49572 億円 (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年2回償還（利息も同じ） (債券償還方法) 満期一括償還（利息年2回）
○貸付平均利回り 福祉貸付 0.68% 医療貸付 0.52% 計 0.60%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 0.48% 債券（財投機関債） 0.60% 計 0.48%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 16.94 年 医療貸付 14.71 年 計 15.81 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 15.76 年 債券（財投機関債） 4.65 年 計 15.25 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 26.68 年 医療貸付 28.36 年 計 27.46 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 27.49 年 債券（財投機関債） 10.00 年 計 25.84 年
○デュレーション 7.72 年	●デュレーション 7.59 年

③ 流動性リスクについて

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表について

法人全体の資産は、5兆3,617億円となっております。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の5兆10億円が全体の93.27%を、また、承継債権管理回収勘定の1,628億円が3.03%を占めております。

その資産の主なものは長期貸付金となっており、一般勘定においては5兆1,222億円を、また、承継債権管理回収勘定で1,383億円を計上しており、それぞれ資産全体の95.53%、2.58%を占めております。

一方、負債については一般勘定の4兆9,388億円が全体の96.26%を占めており、その大半が福祉医療貸付事業の財源となる借入金等となっております。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

区分	資産の部	負債純資産合計		
		負債の部	純資産の部	
一般勘定	5,001,051	4,938,831	62,220	5,001,051
共済勘定	31,717	30,002	1,715	31,717
保険勘定	67,896	62,728	5,168	67,896
承継債権管理回収勘定	162,804	856	161,947	162,804
年金担保債権管理回収勘定	825	416	408	825
労災年金担保債権管理回収勘定	100	7	93	100
旧優生保護法補償金等支払等勘定	93,286	93,286	-	93,286
ハンセン病患者家族補償金支払等勘定	4,070	4,070	-	4,070
法人全体	5,361,753	5,130,199	231,553	5,361,753

(2) 行政コスト計算書について

法人全体の行政コストは225,237百万円となっておりますが、その大半を占める共済勘定の行政コスト141,623百万円のうち140,555百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっております。その他、一般勘定の行政コスト56,750百万円のうち24,000百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源に係る借入金利息等となっております。

(単位：百万円)

区分	行政コスト		
	損益計算書上の費用	その他行政コスト	
一般勘定	56,750	0	56,750
共済勘定	141,539	83	141,539
保険勘定	23,814	-	23,814
承継債権管理回収勘定	908	-	908
年金担保債権管理回収勘定	294	-	294
労災年金担保債権管理回収勘定	6	-	6
旧優生保護法補償金等支払等勘定	1,112	-	1,112
ハンセン病患者家族補償金支払等勘定	727	-	727
法人全体	225,153	83	225,153

(3) 損益計算書について

法人全体の経常収益は1,950億円となっております。勘定別では、共済勘定の1,294億円が全体66.37%、一般勘定の379億円19.46%、保険勘定の199億円が10.2%をそれぞれが占めております。

一方、経常費用は法人全体で2,251億円であり、共済勘定の1,414億円が全体62.85%を、一般勘定の567億円が25.21%を占めております。

法人全体の当期総損失は141億円となっており、一般勘定の当期総損失187億円、承継債権管理回収勘定の当期総利益48億円、保険勘定の当期総損失2億円が大半を占めております。

なお、当機構では機構法第15条、機構法附則第5条の2第5項及び第5条の3第2項並びに第5条の5第2項に基づき区分経理することとなっております。各勘定別の詳細につきましては、本説明書44～46ページの「発行情報の部 第2事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

区分	経常収益	経常費用	経常利益 又は経常損失	臨時利益	臨時損失	前中期目標期間 繰越積立金取崩額	当期総利益 又は当期総損失
一般勘定	37,965	56,750	△18,784	-	-	-	△18,784
共済勘定	129,457	141,486	△12,028	11,810	52	270	-
保険勘定	19,919	23,814	△3,895	3,679	-	-	△215
承継債権 管理回収勘定	5,725	908	4,816	61	-	-	4,878
年金担保債権 管理回収勘定	107	294	△186	2	-	183	-
労災年金担保債権 管理回収勘定	18	6	12	0	-	0	12
旧優生保護法 補償金等支払等勘定	1,112	1,112	-	-	-	-	-
ハンセン病患者家族 補償金支払等勘定	727	727	-	-	-	-	-
法人全体	195,035	225,101	△30,065	15,555	52	455	△14,108

(4) 純資産変動計算書について

機構法附則第5条の2第8項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）及び独立行政法人通則法第46条の2第1項に基づく国庫納付（労災年金担保債権管理回収勘定）により資本金が360億円減少したこと及び繰越欠損金145億円を計上したこと等から、法人全体の純資産額は2,315億円となっております。

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	353,798	△798	△64,837	-	288,163
当期変動額	△36,062	1,589	△22,136	-	△56,609
当期末残高	317,736	791	△86,973	-	231,553

(5) キャッシュ・フロー計算書について

法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは1,596億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは7,392億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは909億円の支出となっております。その結果、資金減少額が51億円となり、資金期末残高は568億円となっております。

(単位：百万円)

区分	業務活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	資金増加額 又は資金減少額	資金期首残高	資金期末残高
一般勘定	91,823	△3,626	△89,112	△915	5,868	4,953
共済勘定	△13,109	△980	△16	△14,107	42,238	28,131
保険勘定	△2,193	2,208	△3	11	10	21
承継債権 管理回収勘定	△3,450	6,085	△20	2,615	501	3,116
年金担保債権 管理回収勘定	2,129	△506	△1,494	127	150	278
労災年金担保債権 管理回収勘定	55	△0	△266	△211	311	100
旧優生保護法 補償金等支払等勘定	85,142	△74,901	△2	10,238	8,098	18,337
ハンセン病患者家族 補償金支払等勘定	△707	△2,201	△2	△2,910	4,773	1,863
法人全体	159,688	△73,921	△90,918	△5,151	61,952	56,801

(6) 令和7年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

令和7年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、令和7年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされております。分析は、令和8年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われております。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	863 億円	40 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20250731/08.pdf

(7) 令和6年度業務実績の大臣評価等について

当機構は、通則法第32条に基づき、各事業年度における業務の実績について、主務大臣の業績評価を受けております。以下は、当機構の令和6事業年度業務実績の評価結果（令和7年9月1日付）を要約したものです。なお、評価結果の全文につきましては、当機構ホームページ、厚生労働省及び子ども家庭庁ホームページで公表されております。

○令和6年度業務実績全般の評価

項目別評定は12項目中、Aが3項目、Bが9項目であり、うち重要度「高」であるものはAが3項目であった。

全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Bとした。

福祉医療貸付事業は、4つの指標の達成度平均は132.2%となり、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が、非常に効果的かつ効率的に行われていることを総合的に勘案し、「A」評定とする。

福祉医療経営指導事業は3つの指標の達成度平均は123.0%であることに加え、定性面においても、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・公表等により有益な情報を幅広く提供していること、機構が保有するノウハウを有効活用した、個々の法人等に対する経営診断や、行政機関向けに経営セミナー・経営分析業務を行うなど、多岐に渡る取組みを実施し、官民間問わず有益な情報を提供していることを総合的に勘案し、「A」評定とする。

社会福祉振興助成事業は、定量的な目標を達成していることに加え、継続して評価手法の改善や優良事例の周知に努めていること、また助成事業を通じて助成団体内外に対して波及する効果を上げているなど、効果的な助成ができており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。

退職手当共済事業は、退職手当金支給までの平均処理期間の短縮や退職届作成システムの利用促進による共済契約者の事務負担の軽減に努め、幅広い手法による制度周知により事業の増進に繋がる取組をしており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。

心身障害者扶養保険事業は、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回行うなど、所期の目標を達成していることから、「B」評定とする。

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）は、3つの指標の達成度平均は130.1%であることに加え、WAM NET 利用者を対象としたアンケート調査では満足度が94.4%と評価が高いこと、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られていることを総合的に勘案し、「A」評定とする。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、業務の適正な実施を行うとともに、当該業務の終了を見据えた検討を進めるなど、所期の目標を達成していることから、「B」評定とする。

年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務は、業務運営コストの分析・検証を行い、安定的かつ効率的な業務運営に努めていること、返済条件の変更措置の実施等を行っていること、また当該業務の円滑な終了に向けて受託金融機関等との連携を行っており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。

旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務は、支払計画に基づき確実に支払いを完了するなど、支払業務を適切かつ迅速に実施しており、所期の目標を達成していることから、「B」評定とする。

業務運営の効率化に関する事項は、業務の効率化に向けた各種システムの改修及び整備に取り組んでいること、各種研修により情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、職員のITリテラシーの向上を図るなど、業務・システムの効率化の推進と情報化の進展に機動的かつ的確に対応していること、

また令和6年度における一般管理費及び業務経費の節減率は目標を達成し、事務の効率化及び経費の節減に努めていることから、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。

財務内容の改善に関する事項は、債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、円滑かつ適切に行われており、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。

その他業務運営に関する重要事項は、組織として効率的かつ効果的な意思決定、業務運営体制の整備、内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでおり、また、ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実による人材育成等に努めていることから、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。

○当機構ホームページ

- ・令和6年度業務実績評価結果、中期目標期間の業務実績評価結果

<https://www.wam.go.jp/hp/koukai-tabid-63/koukai-jisseki-tabid-118/>

○厚生労働省ホームページ

- ・令和6年度業務実績評価結果、中期目標期間の業務実績評価結果

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

○こども家庭庁ホームページ

- ・令和6年度業務実績評価結果、中期目標期間の業務実績評価結果

<https://www.cfa.go.jp/policies/assessment/agency/WAM>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

令和6年度における主要な設備等への支出実績は特にありません。

2. 主要な設備の状況

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	工 具 器 具 備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所等	東京都 港区他	4	-	3	282	-	-	289

3. 設備の新設・除却等の計画

令和7年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
一般勘定	58,694	160,604	160,604	160,604	160,604
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
承継債権管理回収勘定※ ¹	333,671	279,920	233,135	192,866	157,069
年金担保債権管理回収勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保債権管理回収勘定※ ²	2,589	1,974	836	327	61
旧優生保護法補償金等支払等勘定	-	-	-	-	-
ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定	-	-	-	-	-
法人全体	394,956	442,500	394,576	353,798	317,736

※¹ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第3条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、令和6年度においては、元金及び積立金の合計41,696百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の35,796百万円について政府出資金を減少させております。

※² 労災年金担保債権管理回収勘定については、平成30年10月30日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部について、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断し、令和6年12月12日に国庫納付するとともに、同日付で政府出資金を265百万円減少させております。

2. 役員の状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	まつ なわ ただし 松 縄 正	自 令和5年4月1日 至 令和10年3月31日	独立行政法人福祉医療機構理事
理事	いわ い かつ ひろ 岩 井 勝 弘 総務部、企画管理部 情報システム部、WAMNET 事業 部、年金業務部	自 令和7年10月1日 至 令和9年9月30日	厚生労働省大臣官房付
理事	しま くら たい ぞう 嶋 倉 泰 造 経理部、顧客業務部 共済部、保険・支払業務部	自 令和5年10月1日 至 令和7年9月30日	東京海上日動火災保険株式会社理事 兼 東京海上ディーアール株式会社代表取締役社長
理事	はやし だ もと ひろ 林 田 基 宏 上席推進役、福祉医療貸付部 経営サポートセンター 大阪支店	自 令和7年10月1日 至 令和9年9月30日	独立行政法人福祉医療機構上席推進役
監事	すな だ こう いち 砂 田 晃 一	自 令和5年7月1日 至 令和9年度の財務諸表 承認日	明治安田生命保険相互会社調査部審議役
監事 (非常勤)	かた ぎり はる み 片 桐 春 美	自 令和5年7月1日 至 令和9年度の財務諸表 承認日	片桐春美公認会計士事務所代表

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立された独立行政法人であり、厚生労働大臣及び内閣総理大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っております。

また、当機構の業務実績に関する評価については主務大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 12～13 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。